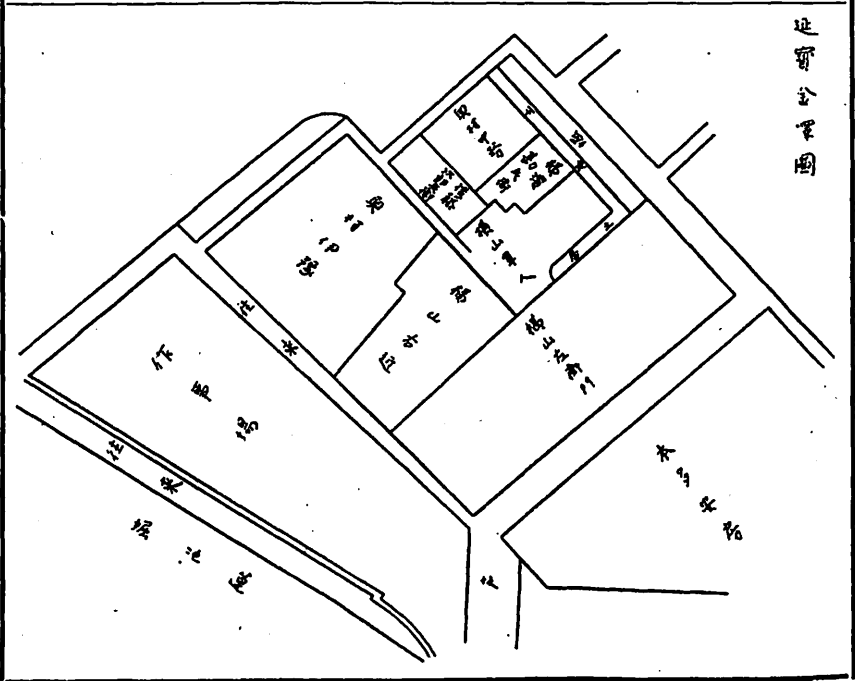


渡り、爰に住居せしなるべし。又云ふ其の後此の地に亭を造作命ぜられ、貞享の頃までも、此の亭をば江戸町の亭と唱へたり。といへり。平次按するに、貞享の後は江戸町の舊稱も絶えたりけん。年譜等に、蓮池の御亭或は蓮池御屋敷或は蓮池之御殿などありて、廢藩の際まで蓮池とのみ呼べり。

○故作事所

其の舊地は、即ち江戸町の地なり。此の地に作事所を置かれたるは、利常卿薨後なり。菅家見聞集に、萬治二年七月作事所を奥村河内屋敷前の明屋敷へ被移建、今の蓮池上の御亭地是也。と見ゆ、年代摘要にも、萬治二年御作事所を奥村河内門前明地に被建、今本作事と云ふ。尻垂坂の高也。とあり。三州志來因概覽附録に云ふ。延寶四年九月の舊記に、故作事所に座敷を建てさせらるゝ事見ゆれば、蓮池亭新建の時、作事所を舊地へ復したるなるべし。廣坂の舊名を故作事坂と呼びたるも、作事所の近邊なりし故なりといへり。

下に掲げたる延寶金澤圖に、作事所と記載有之地を蓮池と



も江戸町とも呼べり。又奥村伊豫横山右近横山左衛門等の居第との間の往來は、文政三年まで存在せしかど、奥村氏以下諸士の第地は、早く轉地を命ぜられたり。右奥村横山等の第地は、元和六年に賜はり、元祿九年に、松雲公の命に依つて、悉く此の地を退去し、其の後九十六年空閑の地と成り居たるを、寛政三年に學校を興造せられ、文政五年學校を堂形前へ移され、蓮池との境なる往來道を廢し、一圍の地となす。今公園の地是なり。

○蓮池亭

此の亭は、江戸町故作事所の地跡なるが故に、江戸町御亭とも呼べりと。又舊藩中は、蓮池の御庭とも稱し、藩公の遊歩所となし置かれたり。此の地に亭を創立命ぜられし年曆は、未だ舊記に所見なきゆゑ詳かならず。按するに、田邊政巳筆記に、寛文五年伊豫國西條の城主一柳監物直興所領を沒收せられ、加州藩へ預けらる。則ち金澤木新保に縮所を命ぜられ、その居所造築中、城外蓮池の亭へ入れ置かるゝとあり。されば寛文の頃、既に此の地に離亭を建て置かれたる事いぢるし。菅家見聞集に、故作事所は蓮池上の御

亭是なりと見たり。さて此の後、此の地に殿閣を造營せられ、露地を造り、敷奇屋などを造らしめ給ふと見えて、年代摘要に、延寶四年蓮池上御屋敷御殿建つと見ゆ、菅家見聞集に、延寶四年九月故作事所に御座敷御造營、金子安左衛門・中村兵左衛門奉行之とあり。三州志來因概覽附録に云ふ。蓮池亭は、延寶四年九月の舊記に、故作事所に座敷を建てさせらるとあれば、是即ち亭を作る起本なるか。其の後貞享の頃までも、江戸町亭と之を唱へしなり。何れの頃より蓮池亭と唱ふるにや。此の亭寶曆の火に罹り、舊記も燒失せしゆゑ詳かならずと云ふ。今存する澤見亭・高亭・内橋亭舟亭の四亭は、後年の造營なりといへり。又同著の蓮池考にも、蓮池御殿は、延寶四年九月の舊簿に、故作事所に御座敷建てさせらる。其の時奉行金子安左衛門・中村兵左衛門とあり。按するに、今の作事所の地の作事所となるは、此の時蓮池に御座敷等造營に付き、轉地を命ぜられたるなりと思はる。是即ち此の蓮池に造營を命ぜられたる起本にして、是を後に御殿とも稱せしなるべし、其の頃は未だ何事も質素の時節なる故に御座敷と唱へ、又貞享の頃